

令和2年度診療報酬改定

経肛門的洗腸療法の指導管理料および材料加算について

令和2年度4月の診療報酬改定により、現行の在宅経肛門的自己洗腸療法指導管理料に加えて、在宅経肛門的自己洗腸用材料加算が新設されました。

| 区分番号 | |
|------|--|
| C119 | 在宅経肛門的自己洗腸療法指導管理料 800点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅で経肛門的に自己洗腸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、経肛門的自己洗腸療法に関する指導管理を行った場合に算定する。 2 経肛門的自己洗腸を初めて実施する患者について、初回の指導を行った場合は、当該初回の指導を行った月に限り、導入初期加算として、500点を所定点数に加算する。 |
| C172 | 在宅経肛門的自己洗腸用材料加算 2,400点 注 在宅で経肛門的に自己洗腸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自己洗腸用材料を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。 |

留意事項について

令和2年3月5日保医発0305第1号

別添1 医科診療報酬点数表に関する事項

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)

C119 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料

- 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料は、3月以上の保存的治療によっても十分な改善を得られない、脊髄障害を原因とする排便障害を有する患者（直腸手術後の患者を除く。）に対し、在宅で療養を行っている患者自ら経肛門的自己洗腸用の器具を用いて実施する洗腸について、指導管理を行った場合に算定する。
- 指導に当たっては、経肛門的自己洗腸の適応の可否についての評価を行い、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添1の第16の10に掲げる医師及び看護師が指導計画を作成する。指導計画及び実施した指導内容は診療録等に記載する。
- 「注2」に規定する導入初期加算については、新たに経肛門的自己洗腸を導入する患者に対し、(2)の医師又は看護師が十分な指導を行った場合、当該初回の指導を行った月に1回に限り算定する。
- 実施に当たっては、関係学会の定める経肛門的自己洗腸の適応及び指導管理に関する指針を遵守すること。

施設基準について

令和2年3月5日 保医発0305第3号

第16の10 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)

1. 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料の施設基準

1. 脊髄障害を原因とする排便障害を含めた大腸肛門疾患の診療について5年以上の経験を有する常勤の医師が配置されていること。
2. 脊髄障害を原因とする排便障害を有する患者の看護について3年以上の経験を有する専任の看護師が配置されていること。

2. 届出に関する事項

当該指導管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式20の11を用いること。

記載上の注意

1. 「1」及び「2」の医師・看護師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記入すること。

別添2

別添2
特掲診療料の施設基準に係る届出書

診療科コード
施設基準コード

届出番号

施設名
住所
電話番号

【届出事項】

〆の施設基準に係る届出

【記載上の注意】

1. 当該施設を指導管理料を算定する診療科を有する大腸肛門疾患の診療について5年以上の経験を有する常勤の医師の氏名を記入すること。
2. 当該施設を指導管理料を算定する診療科を有する患者の看護について3年以上の経験を有する専任の看護師の氏名を記入すること。
3. 就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記入すること。

署名欄

医師 氏名 印

別添2の様式20の11

様式20の11
在宅経肛門的自己洗腸の施設基準に係る届出書添付書類

1. 脊髄障害を原因とする排便障害を含めた大腸肛門疾患の診療について5年以上の経験を有する常勤の医師の氏名

| 常勤医師の氏名 | 勤務時間 | 大腸肛門疾患の診療経験年数 |
|---------|------|---------------|
| | 時間 | 年 |
| | 時間 | 年 |
| | 時間 | 年 |

2. 脊髄障害を原因とする排便障害を有する患者の看護について3年以上の経験を有する専任の看護師の氏名

| 専任看護師の氏名 | 勤務時間 | 排便障害を有する患者の看護経験年数 |
|----------|------|-------------------|
| | 時間 | 年 |
| | 時間 | 年 |
| | 時間 | 年 |

【記載上の注意】

1. 「1」及び「2」の医師・看護師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記入すること。